

令和7年度の業務運営に関する計画
(令和7年度計画)

独立行政法人農畜産業振興機構

制定：令和7年3月25日付け 6農畜機第8363号

独立行政法人農畜産業振興機構令和7年度計画

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務

（1）経営安定対策

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等

（ア）肉用牛交付金の交付

肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から35業務日以内に交付する。

（イ）肉用牛交付金の交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

（ウ）肉豚交付金の交付

肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付する。

（エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 肉用子牛生産者補給交付金の交付等

（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付

肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から14業務日以内に交付する。

（イ）肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業務日以内に、ホームページで公表する。

ウ 畜産業振興事業

肉畜・食肉等に係る補助事業は、肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境

変化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

2 畜産（酪農・乳業）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等

(ア) 加工原料乳生産者補給交付金等の交付

加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

ただし、対象事業者及び指定事業者から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

(イ) 対象事業者別の加工原料乳認定数量等に係る情報の公表

交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から9業務日以内に、ホームページで公表する。

イ 畜産業振興事業

酪農・乳業に係る補助事業は、酪農・乳業の生産・流通の合理化を図るための事業その他の酪農・乳業に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

(ア) 酪農対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を下回った場合に、補填金の交付等を行う。

補填金の交付に要する補助金については、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から14業務日以内に交付する。

(イ) 補完対策

酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあつては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 指定乳製品等の輸入・売買

(ア) 生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、国家貿易機関として、国から通知を受けた令和7年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。

(イ) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

(ウ) 指定乳製品等の価格騰貴等の場合における売渡し

指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡し業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

(エ) 輸入バターの流通計画の公表

上記(イ)又は(ウ)により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月の20日までに、ホームページで公表する。

(オ) 指定乳製品等の買入れ・売戻しに係る情報の公表

指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の

徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。

イ 乳製品需給等情報交換会議の開催

脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。

(3) 緊急対策

酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として18業務日以内に事業実施要綱を制定する。

3 野菜関係業務

(1) 経営安定対策

ア 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

イ 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から20業務日以内に交付する。

ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業等

ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から11業務日以内に交付する。

エ 業務内容等の公表

野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。

オ セーフティネット対策の適切な対応

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険の実施に伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対

策が選択されるよう、関係者からの照会等に対して、適切に対応する。

カ 野菜農業振興事業

加工・業務用野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

(2) 需給調整・価格安定対策

野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業について、国等の行う他の事業・施策との整合性を確保しつつ、国等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。

4 特産（砂糖・でん粉）関係業務

(1) 経営安定対策

ア 砂糖関係業務

(ア) 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(イ) 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

(ア) でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から8業務日以内に交付する。

(イ) 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。

(ウ) 業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。

(2) 需給調整・価格安定対策

ア 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行う。また、制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

イ でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。

5 情報収集提供業務

(1) 情報収集の的確な実施

農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和7年度の実施状況及び令和8年度の計画について検討する。

また、諸情勢の変化等を踏まえた情報提供内容の拡充に向け、関係機関との連携等、海外における情報収集体制の整備を図る。

(2) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集から8業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。

また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。

(3) 情報提供の効果測定等

アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。

さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 業務経費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標に、削減する。

(2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標に、削減する。

2 役職員の給与水準

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。

3 調達等合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。

また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。

4 業務執行の改善

機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させるため、次の取組を行う。

- (1) 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。
- (2) 令和6年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。
- (3) 第三者機関による令和6年度における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

5 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

6 補助事業の効率化等

(1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。

ア 事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。

イ 新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。

(2) 効率的な事業の実施

効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。

ア 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を適切に設定し、同基準を満たしているものを採択する。

イ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。

また、3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。

ウ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期

間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を10業務日以内とする。

エ 畜産業振興事業等について、次の取組を行う。

(ア) 決算上の不用理由の分析を行う。

(イ) 造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。

(3) 補助事業の審査・評価

令和6年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

7 デジタル化の推進による業務の効率化

(1) デジタル化の推進

業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進する。

(2) 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定) にのっとり適切に対応するとともに、PMOの設置等を踏まえた体制整備を行う。

また、情報セキュリティ対策やDX推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等により、体制の強化を図る。

8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制

砂糖勘定の累積欠損が多額に及ぶ状況下において、「糖価調整制度の持続的な運営を図るための取組について」(令和6年9月農林水産省公表) に沿った収支改善の取組や「糖価調整制度安定運営緊急対策交付金（令和6年度補正予算）」が措置されたことに併せて、糖価調整制度の安定運営のため、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等による借入コストの抑制に努める。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食 肉等）関係	畜産（酪農・乳 業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集 提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	469	66	625	527	413	115	370	833	2,890
国庫補助金	-	-	3,502	-	-	-	-	-	3,502
その他の政府交付金	53,294	37,034	-	9,803	9,803	-	221	95	100,447
業務収入	-	25,765	-	37,012	28,145	8,867	-	388	63,165
拠出金	5,581	0	-	-	-	-	-	-	5,581
負担金	-	-	1,475	-	-	-	-	-	1,475
納付金	-	-	1,140	-	-	-	-	-	1,140
資金より受入	171,016	17,708	8,251	-	-	-	-	360	197,337
借入金	-	-	-	67,810	66,278	1,532	-	-	67,810
政府受託収入	-	4	-	-	-	-	21	-	25
諸収入	5,607	-	-	-	-	-	58	166	5,831
計	235,967	80,577	14,993	115,153	104,639	10,514	670	1,842	449,202
支出									
業務経費	235,567	81,250	14,640	49,439	40,062	9,377	445	-	381,341
借入金償還	-	-	-	66,200	65,300	900	-	-	66,200
人件費	560	293	352	368	304	64	245	794	2,613
一般管理費	-	-	-	4	4	-	-	1,162	1,166
その他支出	-	-	-	793	778	15	-	-	793
計	236,127	81,543	14,993	116,804	106,448	10,356	690	1,956	452,112

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	425	66					103	152	746
その他の政府交付金	53,294	1,344					221	85	54,944
拠出金	5,581	0					-	-	5,581
調整資金より受入	33,912	-					-	301	34,213
畜産業振興資金より受入	137,104	17,708					-	60	154,872
政府受託収入	-	-					11	-	11
諸収入	5	-					58	134	197
計	230,320	19,118					392	732	250,563
支出									
業務経費	180,340	19,052					290	-	199,682
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,111	-					-	-	120,111
畜産業振興事業費	60,229	19,052					-	-	79,282
情報収集提供事業費	-	-					290	-	290
肉用子牛勘定へ繰入	49,624	-					-	17	49,641
人件費	508	79					123	298	1,009
一般管理費	-	-					-	360	360
計	230,473	19,131					413	675	250,692

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
その他の政府交付金		35,690						10	35,700
業務収入		25,765						388	26,153
政府受託収入		4						-	4
諸収入		-						1	1
計		61,459						399	61,858
支出									
業務経費		62,197						-	62,197
加工原料乳補給金等事業費		38,475						-	38,475
輸入乳製品売買事業費		23,722						-	23,722
人件費		214						118	332
一般管理費		-						282	282
計		62,411						399	62,811

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金			625				123	238	986
国庫補助金			3,502				-	-	3,502
野菜事業負担金			1,475				-	-	1,475
野菜事業納付金			1,140				-	-	1,140
野菜生産出荷安定資金より受入			8,251				-	-	8,251
諸収入			-				-	23	23
計			14,993				123	261	15,377
支出									
業務経費			14,640				65	-	14,705
野菜生産出荷安定事業費			12,813				-	-	12,813
野菜農業振興事業費			1,827				-	-	1,827
情報収集提供事業費			-				65	-	65
人件費			352				59	137	549
一般管理費			-				-	176	176
計			14,993				123	314	15,429

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				413	413		106	338	857
その他の政府交付金				9,803	9,803		-	-	9,803
業務収入				28,145	28,145		-	-	28,145
借入金				66,278	66,278		-	-	66,278
政府受託収入				-	-		10	-	10
諸収入				-	-		-	3	3
計				104,639	104,639		117	341	105,097
支出									
業務経費				40,062	40,062		61	-	40,123
糖価調整事業費				33,150	33,150		-	-	33,150
国庫納付金				6,912	6,912		-	-	6,912
情報収集提供事業費				-	-		61	-	61
借入金償還				65,300	65,300		-	-	65,300
人件費				304	304		55	163	523
一般管理費				4	4		-	245	250
その他支出				778	778		-	-	778
計				106,448	106,448		117	409	106,974

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金				115		115	38	91	243
業務収入				8,867		8,867	-	-	8,867
借入金				1,532		1,532	-	-	1,532
諸収入				-		-	-	0	0
計				10,514		10,514	38	91	10,643
支出									
業務経費				9,377		9,377	30	-	9,406
でん粉価格調整事業費				4,117		4,117	-	-	4,117
国庫納付金				5,260		5,260	-	-	5,260
情報収集提供事業費				-		-	30	-	30
借入金償還				900		900	-	-	900
人件費				64		64	8	58	131
一般管理費				-		-	-	82	82
その他支出				15		15	-	-	15
計				10,356		10,356	38	140	10,533

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
収入									
運営費交付金	45							13	58
畜産勘定より受入	49,624							17	49,641
諸収入	5,603							4	5,606
計	55,271							34	55,305
支出									
業務経費	55,227							-	55,227
肉用子牛補給金等事業費	55,227							-	55,227
人件費	51							19	71
一般管理費	-							17	17
計	55,278							36	55,314

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

2 収支計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食 肉等）関係	畜産（酪農・乳 業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集 提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	236,087	80,291	14,189	50,578	41,127	9,451	673	2,154	383,971
経常費用	236,087	80,291	14,189	50,578	41,127	9,451	673	2,154	383,971
業務経費	235,567	80,018	13,848	49,439	40,062	9,377	445	-	379,317
人件費	520	272	327	342	282	60	228	946	2,635
一般管理費	-	-	-	4	4	-	-	1,160	1,164
その他支出	-	-	-	793	778	15	-	-	793
減価償却費	-	-	14	-	-	-	-	49	63
収益の部	236,087	79,335	14,189	47,316	38,339	8,977	673	2,149	379,750
経常収益	230,484	79,335	14,189	47,316	38,339	8,977	673	2,149	374,147
運営費交付金収益	520	74	599	501	391	110	373	947	3,014
政府受託収入	-	4	-	-	-	-	21	-	25
補助金等収益	229,959	54,743	13,575	9,803	9,803	-	221	384	308,686
業務収入	-	24,515	-	37,012	28,145	8,867	-	406	61,934
資産見返運営費交付金戻入	-	-	-	-	-	-	-	23	23
資産見返補助金戻入	-	-	14	-	-	-	-	2	16
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	167	167
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	-	-	-	54	54
諸収入	5	-	-	-	-	-	58	166	229
臨時利益	5,603	-	-	-	-	-	-	-	5,603
過年度補助事業費返還金等	5,603	-	-	-	-	-	-	-	5,603
純利益（△純損失）	-	△ 955	-	△ 3,261	△ 2,788	△ 474	-	△ 5	△ 4,222

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	230,437	19,126					404	750	250,717
經常費用	230,437	19,126					404	750	250,717
業務経費	180,340	19,052					290	-	199,682
肉用牛肥育及び肉豚経営安定交付金等事業費	120,111	-					-	-	120,111
畜産業振興事業費	60,229	19,052					-	-	79,282
情報収集提供事業費	-	-					290	-	290
肉用子牛勘定へ繰入	49,624	-					-	17	49,641
人件費	472	74					114	357	1,017
一般管理費	-	-					-	358	358
減価償却費	-	-					-	18	18
収益の部	230,437	19,126					404	750	250,717
經常収益	230,437	19,126					404	750	250,717
運営費交付金収益	472	74					114	144	804
政府受託収入	-	-					11	-	11
補助金等収益	229,959	19,052					221	375	249,608
賞与引当金見返に係る収益	-	-					-	74	74
退職給付引当金見返に係る収益	-	-					-	24	24
諸収入	5	-					58	134	197
純利益（△純損失）	-	-					-	-	-

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部		61,165						417	61,582
經常費用		61,165						417	61,582
業務経費		60,966						-	60,966
加工原料乳補給金等事業費		38,475						-	38,475
輸入乳製品売買事業費		22,491						-	22,491
人件費		199						136	334
一般管理費		-						282	282
収益の部		60,210						417	60,627
經常収益		60,210						417	60,627
政府受託収入		4						-	4
補助金等収益		35,690						10	35,700
業務収入		24,515						406	24,922
諸収入		-						1	1
純利益（△純損失）		△ 955						-	△ 955

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部			14,189				119	353	14,661
經常費用			14,189				119	353	14,661
業務経費			13,848				65	-	13,912
野菜生産出荷安定事業費			12,035				-	-	12,035
野菜農業振興事業費			1,813				-	-	1,813
情報収集提供事業費			-				65	-	65
人件費			327				55	171	553
一般管理費			-				-	176	176
減価償却費			14				-	6	20
収益の部			14,189				119	348	14,656
經常収益			14,189				119	348	14,656
運営費交付金収益			599				119	272	990
補助金等収益			13,575				-	-	13,575
資産見返運営費交付金戻入			14				-	-	14
賞与引当金見返に係る収益			-				-	40	40
退職給付引当金見返に係る収益			-				-	13	13
諸収入			-				-	23	23
純利益（△純損失）			-				-	△ 5	△ 5

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				41,127	41,127		113	455	41,694
經常費用				41,127	41,127		113	455	41,694
業務経費				40,062	40,062		61	-	40,123
糖価調整事業費				33,150	33,150		-	-	33,150
国庫納付金				6,912	6,912		-	-	6,912
情報収集提供事業費				-	-		61	-	61
人件費				282	282		51	194	527
一般管理費				4	4		-	245	250
その他支出				778	778		-	-	778
減価償却費				-	-		-	16	16
収益の部				38,339	38,339		113	455	38,907
經常収益				38,339	38,339		113	455	38,907
運営費交付金収益				391	391		102	385	879
政府受託収入				-	-		10	-	10
補助金等収益				9,803	9,803		-	-	9,803
業務収入				28,145	28,145		-	-	28,145
資産見返運営費交付金戻入				-	-		-	14	14
資産見返補助金戻入				-	-		-	2	2
賞与引当金見返に係る収益				-	-		-	38	38
退職給付引当金見返に係る収益				-	-		-	12	12
諸収入				-	-		-	3	3
純利益（△純損失）				△ 2,788	△ 2,788		-	-	△ 2,788

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部				9,451		9,451	37	155	9,643
経常費用				9,451		9,451	37	155	9,643
業務経費				9,377		9,377	30	-	9,406
でん粉価格調整事業費				4,117		4,117	-	-	4,117
国庫納付金				5,260		5,260	-	-	5,260
情報収集提供事業費				-		-	30	-	30
人件費				60		60	7	65	132
一般管理費				-		-	-	82	82
その他支出				15		15	-	-	15
減価償却費				-		-	-	9	9
収益の部				8,977		8,977	37	155	9,169
経常収益				8,977		8,977	37	155	9,169
運営費交付金収益				110		110	37	133	280
業務収入				8,867		8,867	-	-	8,867
資産見返運営費交付金戻入				-		-	-	9	9
賞与引当金見返に係る収益				-		-	-	10	10
退職給付引当金見返に係る収益				-		-	-	3	3
諸収入				-		-	-	0	0
純利益（△純損失）				△ 474		△ 474	-	-	△ 474

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
費用の部	55,275							40	55,315
経常費用	55,275							40	55,315
業務経費	55,227							-	55,227
肉用子牛補給金等事業費	55,227							-	55,227
人件費	48							23	71
一般管理費	-							17	17
収益の部	55,275							40	55,315
経常収益	49,672							40	49,712
運営費交付金収益	48							13	61
畜産勘定より受入	49,624							17	49,641
賞与引当金見返に係る収益	-							5	5
退職給付引当金見返に係る収益	-							2	2
諸収入	-							4	4
臨時利益	5,603								5,603
過年度補助事業費返還金	5,603								5,603
純利益（△純損失）	-							-	-

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

3 資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	258,626	90,970	52,045	95,372	79,977	15,395	684	3,906	501,603
業務活動による支出	234,912	80,251	15,250	50,595	41,133	9,461	684	2,196	383,888
投資活動による支出	-	5,100	16,600	-	-	-	-	50	21,750
財務活動による支出	1,409	-	-	43,104	37,543	5,560	-	2	44,515
次年度への繰越金	22,304	5,619	20,195	1,674	1,300	373	-	1,658	51,450
資金収入	258,626	90,970	52,045	95,372	79,977	15,395	684	3,906	501,603
業務活動による収入	64,946	61,658	6,741	47,114	38,311	8,802	672	1,520	182,651
投資活動による収入	119,890	5,100	24,600	-	-	-	-	50	149,640
財務活動による収入	-	-	-	46,715	40,502	6,213	-	-	46,715
前年度繰越金	73,790	24,212	20,704	1,543	1,163	380	13	2,336	122,597

(注記) 1 勘定間の内部取引を除く。

2 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	252,988	19,035					407	1,475	273,905
業務活動による支出	229,275	19,035					407	658	249,375
財務活動による支出	1,409	-					-	2	1,412
次年度への繰越金	22,303	-					-	815	23,119
資金収入	252,988	19,035					407	1,475	273,905
業務活動による収入	59,315	1,410					394	376	61,495
投資活動による収入	119,890	-					-	-	119,890
前年度繰越金	73,783	17,625					13	1,100	92,520

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(3) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出		71,935						702	72,637
業務活動による支出		61,216						505	61,722
投資活動による支出		5,100						-	5,100
次年度への繰越金		5,619						196	5,815
資金収入		71,935						702	72,637
業務活動による収入		60,248						417	60,665
投資活動による収入		5,100						-	5,100
前年度繰越金		6,588						284	6,872

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(4) 野菜勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出			52,045				123	584	52,752
業務活動による支出			15,250				123	316	15,689
投資活動による支出			16,600				-	-	16,600
次年度への繰越金			20,195				-	268	20,463
資金収入			52,045				123	584	52,752
業務活動による収入			6,741				123	262	7,127
投資活動による収入			24,600				-	-	24,600
前年度繰越金			20,704				-	321	21,025

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(5) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				79,977	79,977		117	541	80,634
業務活動による支出				41,133	41,133		117	541	41,790
財務活動による支出				37,543	37,543		-	-	37,543
次年度への繰越金				1,300	1,300		-	-	1,300
資金収入				79,977	79,977		117	541	80,634
業務活動による収入				38,311	38,311		117	341	38,769
投資活動による収入				-	-		-	0	0
財務活動による収入				40,502	40,502		-	-	40,502
前年度繰越金				1,163	1,163		-	199	1,362

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(6) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出				15,395		15,395	38	436	15,868
業務活動による支出				9,461		9,461	38	140	9,639
財務活動による支出				5,560		5,560	-	0	5,560
次年度への繰越金				373		373	-	296	669
資金収入				15,395		15,395	38	436	15,868
業務活動による収入				8,802		8,802	38	91	8,931
投資活動による収入				-		-	-	0	0
財務活動による収入				6,213		6,213	-	-	6,213
前年度繰越金				380		380	-	344	724

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 別	畜産（肉畜・食肉等）関係	畜産（酪農・乳業）関係	野菜関係	特産関係			情報収集提供	法人共通	合計
					砂糖	でん粉			
資金支出	55,259							169	55,428
業務活動による支出	55,259							36	55,294
投資活動による支出	-							50	50
次年度への繰越金	-							83	84
資金収入	55,259							169	55,428
業務活動による収入	55,252							32	55,284
投資活動による収入	-							50	50
前年度繰越金	7							87	94

(注記) 百万円未満を四捨五入しており、合計において一致しないものがある。

4 財務運営の適正化

独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。

また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。

5 資金の管理及び運用

資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」及び同基準に基づき設置されている資金管理委員会で決定される資金管理運用方針に基づき、安全性に留意しつつ効率的な運用を行う。

第4 短期借入金の限度額

1 運営費交付金に係る短期借入金

運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。

2 国内産糖価格調整事業に係る短期借入金

国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。

3 でん粉価格調整事業に係る短期借入金

でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算、平成24年度補正予算、平成25年度補正予算、平成26年度補正予算及び令和2年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等が不要財産となる又は不要財産と見込まれる場合には、その翌年度までに金銭により国庫に納付する。

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に

より汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。

また、所有する職員宿舎を現中期目標期間中において7戸廃止し、国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
予定なし

第7 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。

ア 内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。

イ 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。

ウ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報共有を図るため、幹部会を定期的を開催する。

エ 令和7年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。

オ 業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。

カ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。

(2) コンプライアンスの推進

法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された令和7年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。

2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

(1) 職員の人事に関する方針

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、業務運営の効率化に努め、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえた職員の適正配置を行う。

また、人事評価及び研修等の取組を通じ、職員のモチベーション及びモラルの向上を図る。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数は、250人を上回らないものとする。

(3) 業務運営能力等の向上

機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修等を行う。

ア 各職階で必要とされる知識等の習得を目的とした以下の階層別研修を実施する。

(ア) 初任者研修として、初任者基礎研修、初任者現地研修等

(イ) 一般職員研修として、行政実務研修、メンタルヘルス研修等

(ウ) 管理職研修として、新任管理職研修、評価者研修等

イ 各部門で必要とされる専門的な知識等の習得を目的とした以下の部門別研修を実施する。

(ア) 総務・人事関連研修として、個人情報保護研修、衛生管理者養成研修等

(イ) 監査関連研修として、内部監査研修

(ウ) 会計関連研修として、会計事務職員研修

(エ) 広報関連研修として、広報研修

(オ) 調査情報関連研修として、語学力向上研修、海外派遣研修（JETRO派遣含む。）

(カ) 畜産関連研修として、中央畜産技術研修、食肉関連研修

ウ デジタル化に対応した業務の効率化に資するよう、以下のデジタル人材育成研修を実施する。

(ア) ITパスポート取得を支援するITリテラシー向上研修

(イ) PMO向け情報システム統一研修

(ウ) PJMO（情報システム担当者）向け情報システム知識習得研修（情報ネットワーク維持管理研修等）

エ 女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を通じ、企業価値の向上及び優秀な人材の確保に資するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法

律第64号)に基づく「えるぼし認定」については、認定を継続させる。
また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「くるみん認定」を取得する取組を推進する。

3 情報公開の推進

(1) 情報開示及び照会事項への対応

公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第22条第1項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。

ア 畜産関係業務、野菜関係業務

(ア) 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。

(イ) 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。

イ 特産関係（砂糖・でん粉）業務

機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。

ウ 機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進

畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じて定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。

エ 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進

畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。

4 消費者等への広報

消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の

関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を動画等を活用し、ホームページや各種ソーシャルメディアを通じて積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。

- (1) 消費者ニーズの把握に向けたアンケート調査の実施及び広報活動の改善策についての検討
 - ア 広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。
 - イ 消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ等に関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」等の見直しを検討することにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。
- (2) ホームページ等での情報提供の推進

アンケート調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。
- (3) 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催

消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。

また、アンケート調査の実施により、意見交換会等を通じて得られた情報等について効果測定を行うこととし、参加者の理解度を指標化した5段階評価で4.0以上の評価を得る。

5 情報セキュリティ対策の向上

- (1) 情報セキュリティ対策の向上

サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」や「情報システムの整備及び管理等の基本的な方針」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。
- (2) 緊急時を含めた連絡体制の整備

所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

6 施設及び設備に関する計画
予定なし

7 積立金の処分に関する事項

畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）附則第8条第1項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第10条第1号ロからへまでに規定する業務、同条第5号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第3条第1項に規定する業務に充てることとし、野菜勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、第4期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第5期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。